

## 平成28年第7回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成28年12月12日（第7日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

### 1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

### 2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

### 3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	本山隆也
企画財政課長	井崎直樹	税務課長	木下信博
住民課長	門田和昭	保健福祉課長	大串靖弘
長寿社会課長	矢川又弘	生活環境課長	門田藤信
水道課長	喜多忠則	下水道課長	堤正久
農業振興課長	鶴崎俊昭	産業創生課長	久原浩文
農村整備課長	山口弘法	建設課長	荒木安雄
会計管理者	小池武敏	学校教育課長	松尾裕哉
生涯学習課長	千布一夫	農業委員会事務局長	西山里美
収納対策専門監	川崎直		

### 4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉岡正博
議事係長	中原賢一
議事係書記	峯茂子

### 5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

1 番 川 崎 一 平

2 番 前 田 弘次郎

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 議案第 69 号 白石町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例  
について  
日程第 3 議案第 70 号 白石町税条例等の一部を改正する条例について  
日程第 4 議案第 71 号 白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
日程第 5 議案第 72 号 白石町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正す  
る条例について  
日程第 6 議案第 73 号 白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一  
部を改正する条例について  
日程第 7 議案第 74 号 白石町農業委員会定数条例の全部改正について

---

### 9 時 30 分 開議

#### ○白武 悟議長

おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。

#### 日程第 1

#### ○白武 悟議長

日程第 1、会議録署名議員の指名をします。  
会議規則第 119 条の規定により、本日の会議録署名議員として、川崎一平議員、前  
田弘次郎議員の両名を指名します。  
本日の議事進行について申し上げます。  
本日の審議は、質疑、討論、採決の順で行います。

#### 日程第 2

#### ○白武 悟議長

日程第 2、議案第 69 号「白石町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例  
について」議題とします。  
質疑ありませんか。

#### ○秀島和善議員

議案第 69 号の「白石町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について」  
の質疑をさせていただきます。

まず、第 1 点目です。提案理由に白石町小学生・中学生医療費の負担軽減に関する  
条例の廃止に伴いということを書いてありますが、ここはこの医療費負担に関  
する条例が廃止されて今回の理由になってますけれども、もう少し詳細にわたってこ

の条例改正が行われる理由についてお尋ねしたいと思います。

### ○本山隆也総務課長

議員おっしゃる議案第69号提案理由の詳細についての説明であります。この改正と申しますのは、この後の例規でございます議案第72号の子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例というところに伴う議案第69号の改正となっているものでございます。この議案第72号と申しますのが、議員おっしゃいますその詳細と申しますのが、これまでの子どもの医療費のゼロ歳から就学前の子どもの医療費と、もう一つ小学生・中学生の医療費の助成という2段階であったものを、小学生・中学生の医療費助成をゼロ歳から就学前と合体させて一つのものとしたところでございます。それに伴いましてこの個人番号の利用に関する条例の新旧対照表でも示しておりますとおり、新旧対照表の6分の1ページでございますけれども、これまで右の現行表3のところでありました小学生・中学生の医療費助成がなくなるものでございます。そして、その部分が新たに2番の町長と書いてございますけれども、ここの上の段のほうに包含されるところでございます。

同じく別表第2においてもこれまでの6分の4ページからほぼ6分の5ページで終わりますけれども、その部分の現行表の4の部分ですね、そこに小学生・中学生の医療費に関するものがございます。その部分が廃止されますもので、左側の改正表の6分の4ページになりますけれども、そこからの部分にゼロ歳から就学前に入っておりますでした5項と6項の重度身障者の医療費の助成の部分、そしてひとり親の部分を残しながら改正になったというところでございます。

以上であります。

### ○秀島和善議員

そうしますと、この第69号の議案では白石町の個人番号の利用に関する条例ということで付されてますけれども、この個人番号とはどのように今おっしゃった改正理由と関係がつながってくるのでしょうか。あわせて、現在個人番号はどれだけ発行されているのでしょうか。

### ○本山隆也総務課長

おっしゃいますとおり特定個人情報ということでマイナンバーが付された情報を特定個人情報としまして私たち事務の中に入っております。その事務を規定したものが関係する就学前の部分と小・中学生の部分でありましたもので、この部分が必要となり、現行法を改正案のとおり改正するものでございます。現在使用されております個人番号の件数については、ちょっと現在手持ちの資料には持ち合わせがございません。

以上であります。

### ○門田和昭住民課長

今、マイナンバーカードの交付状況でございますが、交付済みが700、それから交

付前の設定ということで961、合計の1,661ということで、10月末ですけども、人口2万4,746に対しまして交付率といいますか、手続をされている方が6.71%というふうな状況になっております。

以上です。

**○白武 悟議長**

ほかに。

**○内野さよ子議員**

秀島議員の答弁の中にもありましたけれども、重度心身障がい者の分とひとり親家庭の分を残しながらという、そのところが、それは加えられなかったということだと思いますが、その辺のところもう少し詳細にお願いします。6分の1ページには重度心身障がい者、ひとり親家庭という項がありますが、6分の4のところには重度心身障がい者とひとり親家庭のところを加えてあるというところと関係してると思うんですよ。そこのところを少し説明をお願いします。

**○本山隆也総務課長**

医療費の中身についてはちょっと私のほうでも把握しかねますけれども、ごらんとおり6分の4ページですね、そこから6分の4ページの3のほうから就学前のゼロ歳からのところが入ってくるわけでございます。その就学前のところには重心の関係、それからひとり親の関係が入ってなくて、それから6分の5ページに小・中学生の部分で入っているものでございます。この部分が一緒にすることによりまして左側の現行表の6分の4ページから6分の5ページの新たにまとめたものの助成の規則に関してそこが抜けるもので、これを入れたというところでございます。

以上であります。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○秀島和善議員**

今回の改正に伴って町民への影響額はどのように発生するのでしょうか。

**○本山隆也総務課長**

影響額と申しますか、内容的には、これは事務的なものでありまして、この後出てまいります議案第72号ですかね、議案第72号の部分で償還払いとしたものを現物給付というふうにまとまるもので、そこの部分で住民の皆様にはより使いやすい制度になったかと考えるところであります。

以上であります。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第69号「白石町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

### 日程第3

#### ○白武 悟議長

日程第3、議案第70号「白石町税条例等の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

#### ○内野さよ子議員

議案第70号に関しては、ここの提案理由のところに外国人等国際運輸業に係る所得に対する相互主義というふうに書いてありますが、この相互主義というのは相手方に合わせるみたいなことの非課税に関するものだと思いますけれども、この台湾との関係だけが示してありますけれども、ほかの国といますか、そういうようなところの関係にはそういう税の非課税に関するものがないので、台湾に関してあるということですか。どういうふうに、そういうふうに捉えていいのか。相互主義ですので。

#### ○木下信博税務課長

今回の税条例の一部を改正する条例につきましては、先ほど議員おっしゃられたとおり外国人等の国際運輸業に係る相互主義、こういったことから一部改正がなされております。この取り決めというのが日本と台湾との間での民間租税取決めというのが協定がなされたところでございます。これに基づき条例の改正を行ったものでございまして、台湾以外の諸外国においてはどうかという御質問でございますけど、先ほど申しましたとおり日台民間租税取決めにより法整備が平成28年度の税制改正により行われたことから今回の条例を改正するものでありまして、台湾以外の諸外国との取引は適用ができないということでございますので、ほかの国については通常の税率及び納付方法ということで納付をしていただくこととなります。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第70号「白石町税条例等の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4

##### ○白武 悟議長

日程第4、議案第71号「白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

##### ○久原久男議員

この議案第71号の中にこの提案理由の中に国際運輸業に係る所得というふうなことがあります。このことについて詳しく。

##### ○木下信博税務課長

ただいま議員の御質問でございます外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律、これ昭和37年5月25日に法律第144号で定められたものでございまして、特に所得税または法人税の非課税に関する法律ということでございます。非常にもう条文のほうが長くなっておりますので、一番初めの目的である第1条のほうで御説明を申し上げたいと思います。

所得税に規定されている居住者の方で、また法人税法に規定されている外国法人の方で国際航路または国際航空路における船舶または航空機の運航の事業を営む者の当該事業に係る所得税、外国において生じたものとなっております、この中で出てくる部分が所得のほうということで個人町民税とか法人町民税に関してくる所得税法の係るということでございまして、それに関して国民健康保険税もこの所得に対しての税率ということとなっております、本町の方が例えば台湾において利子所得とか配当所得といいますけど、台湾の証券会社のほうに株の取引とかをされた場合に、そういった配当所得のほうが生じることとなっておりますけど、ここの中に日台民間租税取決めというのが日本と台湾との間で協会のほうで取り決めがされた、そういったことで率といいますか、所得割の税率が通常は5%のほうで課税をされますけど、今回の取り決めで3%のほうに課税が変更された。また、利子所得と配当所得は源泉徴収と申しまして配当を受けられる際にあらかじめ源泉で引かれる、所得税とか住民税については引かれることとなっておりますけど、今回のこの取り決めのほうでその源

泉徴収がなされないことにより分離課税による申告をしていただかなければならないという納付の方法が変更となっております。そういったものの基準と申しますか、そのほうに外国人等国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税の非課税に関する法律というところがちょっと兼ねておりますので、それに基づいた条例改正ということでちょっと御理解をお願いしたいと思いますけど。

以上です。

#### ○久原久男議員

非常に難しくて私なんかとてもわからないわけですが、白石町の中に該当する人がいるのか、お願いします。

#### ○木下信博税務課長

今の条例改正の関連でそういった適用を受けられた方がおられるのかという御質問でございますけど、ちょっとただいまのところはいらっしゃいません。ただ、今後そういった取引をされた場合は、この適用をせんといかんということとなりますので、条例改正を行ったものでございます。

以上です。

#### ○久原久男議員

この所得税の非課税のあれですが、この所得というのは何かいろいろ質問してもおられないと、現在もおられない、これからもまだ余り出でこれないだろうというふうに考えられるわけですが、こういうふうなことを聞いて、その中で聞いているわけですが、金額的には、金額の率、5%が3%と、そういうふうな説明でしたね。それはどうですか、別の法律があつてこういうふうになってきているということですか。

#### ○木下信博税務課長

所得については基本は所得税法ですね、これが一番大もとの法律でございます、その中にちょっと特例的なものが今回ちょっと法律で別の法律でこれが定められたということから、所得税法等も改正ということとなっております。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第71号「白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

## 日程第5

### ○白武 悟議長

日程第5、議案第72号「白石町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

### ○内野さよ子議員

この議案第72号の現物支給になるということで、子供さん、保護者にとっては大変いい制度に変わるなあということを思っています。逆にそれはいいことなんですが、行政が考えるときに予算編成をするときにはこの額についてはまたかなり変わってくるのかなあと思います。それで、ちょっとそう思ったのが、以前現物支給と償還払いの違いということで、償還払いになりますとどうしても全体の占める割合の中の70%ぐらいではないだろうかということをおっしゃったことがありました、数年前に。それで、考え方として今年の予算は2,340万円でした。27年度決算も2,200万円ぐらいでしたので、さほど変わりませんが、今後の考え方をちょっとお願いいたします。

### ○大串靖弘保健福祉課長

今まで償還払いということで、少額の場合はわざわざ申請しに来ないといった方がいらっしやると思います。そういったことも考えまして、来年度の予算につきましては1.28倍ぐらいで考えているといったところでございます。

以上でございます。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第72号「白石町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

## 日程第6



**○白武 悟議長**

日程第6、議案第73号「白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

**○前田弘次郎議員**

今回は瓶専用袋ということですが、燃えないごみ袋、あれも結構出すときなりますけど、そういうふうな小袋をというような要望はなかったですか。燃えないものの袋は。

**○門田藤信生活環境課長**

ただいまの質問は燃えないごみ袋ですね、この小袋についての御質問だったかと思えます。今回、改正いたしました瓶の小袋の作製につきましては、昨年住民説明会あるいは庁舎の窓口等にお越しになった際、非常に要望があったということで改正をすることといたしております。燃えない袋については、今後そういった要望とかそういったものがあれば、そういった形で順次改正をしたいとは思っておりますけども、現時点ではそういった要望等においてはまだあっていない状況です。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第73号「白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第7

**○白武 悟議長**

日程第7、議案第74号「白石町農業委員会定数条例の全部改正について」議題とします。

質疑ありませんか。

**○秀島和善議員**

議案第74号の「白石町農業委員会定数条例の全部改正について」ということですが、まず1点目にお聞きしたいところは、提案理由で農業委員会等に関する法律

の一部改正に伴いとありますけれども、どこの箇所が法律の改正になったのか、詳しく説明をいただきたいというのが第1点です。

第2点目に、白石町条例例規集の2にページ数では2万8,700ページですけれども、白石町農業委員会の定数条例ということで、ここには第1条、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による白石町農業委員会の選挙による委員の定数は30人とするというふうに明記されますけれども、この30人が37人、いわゆる7人ふえる理由は何なのでしょくか。

### ○西山里美農業委員会事務局長

改正の点ということでございますが、農業委員会の主たる任務を明確化するということが積極的に農地の利用等を推進していくことが重要ということで、主な改正点といたしましては農業委員会の事務の重点化、それから農業委員の選出方法の変更、それから農地利用最適化推進委員の新設、この推進委員の新設につきましては、当農業委員会のほうでは該当しておりませんので、現行の農業委員さんだけの選出ということになります。それから、都道府県農業会議及び全国農業会議所の農業委員会のサポート組織としての機能の強化ということで、こういう重点的なところが改正になっておりまして、一番大きな改正点といたしましては農業委員さんの選挙の方法が変わったと、選出方法が変わったという点が一番の改正点ではないかと思っております。

それから、定数の変更についてでございますが、現農業委員さんにつきましては公職選挙法による選挙で出てこられた委員さんが30名いらっしゃいます。それから、地域のJAとそれから土地改良区、それから共済組合、それから議会の推薦ということで7名の議員さんがいらっしゃいまして、合計今37名の委員で構成をされておりますけれども、それを団体による推薦等が今度の選挙、改選のほうでなくなりましたので、それに伴いまして定数で決まっております最大の数字、委員数ということで37名の委員さんを条例で定めるというふうで、今回実質的には今の委員さんと定数的には変わっておりません、人数的には変わっておりませんが、定数条例のほうで委員さんを37名とするということをお願いをしたいと思います。

以上です。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑。

### ○久原房義議員

昨今の農地の異動等、非常に多くなっているかというふうに思っております。そういった中で本当に農業委員さんは御苦勞をいただいとるわけですが、これから先も非常に重要な一つの役割を担っていただくわけですが、この37名は現行の委員さんのおりだということでわかりますけれども、前の説明の折にそれぞれ地域といいますか、地区といいますか、そういった中から推薦が上がってくる方あるいは公募という話があったかと思っております。公募をする場合は、これは何名さんが応募されるかわかりませんが、公募で希望される方々の取り扱いですね、これは極端に言えば何十

名さんも公募で応募されたといった場合にどういった形で選んでいくのか、それとこの37名のこれ地域間でいろいろアンバランスになってはいけないというふうに思っております。それぞれ農家の戸数であったり、あるいは農地の面積であったりということをお勘案しながら、それぞれ地域ごとにバランスのとれた農業委員さんの数というのが必要かというふうに思っておりますけれども、その辺のお考えがどういうふうになるのかお尋ねしたいと思います。

### ○西山里美農業委員会事務局長

今回の改正によりまして現在は地区割りをしておりますけれども、公平なプロセスを経て確実に就任をされるようにするということが地区割りが廃止ということが大きな改正の中にも入っております。それに伴いまして地区割りを廃止しまして地域の農業者の団体のほうから推薦をいただくというふうな形になっておりますので、現行の地域割りの中で地域の方から選ばれて今農業委員さん立候補されたりしておりますけれども、同じように地域の農業の実情をよくわかっておられる方が農業委員になられるということが一番だと思いますので、その点を考えますと、地区割りというのはできないんですけれども、地区の農業者の方から推薦をいただければ、そういう地区割りもおのずとできてくるのではないかなというふうには考えております。

公募につきましては、公募される方が同じ地区から2人いらしたり3人いらしたりする場合もあるかと思いますが、公募で何人、それから地域の推薦で何人という枠を決めてはいけないということになっておりますので、その辺でこちらのほうで人数を制限するわけにもいきませんので、あと候補者が多くなって定数を超えた場合につきましては各市町におきまして適切な選考を行うということで決められておりますので、うちとしましては選考委員会等を設置しまして農業委員さんが定数を超えられた場合につきましては審査をお願いしようというふうをお願いしたいと思っております。

以上です。

### ○久原房義議員

公募ということになれば、これなかなか難しくなってくるかなあというふうに思うわけですね。実際何名さんを公募されるかわかりませんが、もしかかなりの多くの方が応募されたということになって、そういった方々の枠を37名の中で地域から推薦が上がってくるものを、例えばですよ、例えばですけど、を30名の枠にするとか、あと7名さんは公募で選ぶとか、何らかのあれがなからんと、枠がなからんと、非常に地域から推薦上げるのも非常に難しくなってくるかなあ、公募と推薦の枠ですね、これは設けられないかもわかりませんが、そういったものも必要かなあというふうに思いますし、もう一つは今まで農協とか土地改良区あるいは共済組合、それと議会推薦という形でありました。これも非常に農地とそういった関係機関との連携、いろんな面で連携が必要かというふうに思っております。これも一つは団体からの推薦も廃止ということですが、できれば関係機関との連携というのが当然必要になってまいりますので、その辺をどういった形で補完をされていくか、これも一つの大きな問題かなあというふうに思っております。

もう一つは、今まで議会のほうから女性の登用ということで推薦は従来やってきたわけなんですけど、この女性の方の登用をどういった形でされるのか、その辺のお考えをひとつお尋ねしたいと思います。

### ○西山里美農業委員会事務局長

今度の任命制に変わった選挙につきましては、地域の農業者の推薦というのを受けられますけども、あとは農業団体等に候補者の推薦を求めることができるというふうにされております。その農業団体等につきましては、現在のところはっきりとした規定がございませんので、現在推薦をいただいております農協、それから土地改良区、共済組合等も農業団体として認められるということでございますので、今現在の委員の選出のときに推薦をお願いしておりましたけども、同じような形でこちらのほうから農業団体として推薦をいただければなあというふうに考えております。それから、今町内で法人化が進んでおりますけども、そういうところからも農業団体としての推薦を受けられるということで法律がなっておりますので、お願いをしたいというふうに思っております。

それから、現在白石町の農業委員会につきましては女性の農業委員さんが4名議会推薦ということでいらっしゃいますけども、県内でも4名の委員さんというのは優秀なほうでございます。同じように今女性の農業への参画というのが大きく求められてきておりますので、うちとしましても現在の4名の農業委員さんの数は何とか確保をしたいというふうに思っておりますけども、これもなかなか立候補、推薦で4名もの女性の委員さんが出てこられるのかというのは私たちも非常に心配をしておりますけども、そういう女性の団体等にも声かけを皆さんでしていただきまして、農業団体の中から推薦をしていただいて、女性の委員さんのほうも積極的に出していただければというふうに考えております。

以上です。（「もう一つ、もう一つ、推薦枠と公募の枠」と呼ぶ者あり）

推薦枠と公募の枠は、先ほども答弁しましたように決めてはいけないというふうになっておりますので、その方向でいくしかないというふうに思っております。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第74号「白石町農業委員会定数条例の全部改正について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了しました。  
明日も議案審議です。  
本日はこれにて散会します。

10時09分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年12月12日

白石町議会議長      白   武      悟

署 名 議 員      川 崎   一 平

署 名 議 員      前 田 弘次郎

事 務 局 長      吉 岡 正 博